

鳴門教育大学心身健康センター規則

平成17年3月14日

規則第 4 号

改正 平成18年 4月27日規則第 6号

平成20年 3月17日規則第 7号

平成22年 3月24日規則第21号

平成29年11月10日規則第23号

鳴門教育大学保健管理センター規則（平成16年規則第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第20条の規定に基づき、鳴門教育大学心身健康センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

（目的）

第2条 センターは、保健管理及び心理・教育相談に関する研究を推進するとともに、学生及び職員の心身の健康の保持及び増進並びに学校関係者等からの心理・教育相談に応じる等のことを目的とする。

（業務）

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 保健管理についての企画立案に関すること。
- (2) 定期及び臨時の健康診断の実施並びに事後措置に関すること。
- (3) 精神保健相談及び健康相談に関すること。
- (4) 救急措置業務に関すること。
- (5) 保健管理についての調査及び研究に関すること。
- (6) 環境衛生及び伝染病の予防についての指導助言に関すること。
- (7) 学生相談（学生なんでも相談室の行う業務を除く。）に関すること。
- (8) 学生なんでも相談室との連絡調整に関すること。
- (9) 心理・教育相談に関する教育研究及び相談の実施に関すること。
- (10) その他保健管理及び心理・教育相談に関すること。

（センター会議）

第4条 センターに、センター会議を置く。

2 センター会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター所長
- (2) 兼務を命じられた教員

3 センター会議に議長を置き、センター所長をもって充てる。

4 議長は、センター会議を招集しその議長となる。

5 センター会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの運営方針に関すること。
- (2) センターの年度業務実施計画に関すること。

- (3) センター人事，予算に関すること。
- (4) センターの業務の実施に関すること。
- (5) その他センターの運営に必要な事項
(分野)

第5条 センターに，次に掲げる分野を置く。

- (1) 心身医療・健康管理分野
- (2) 心理・教育相談分野
(職員)

第6条 センターに，センター所長，センターに兼務を命じられた教員及びその他必要な職員を置く。

(センター所長)

第7条 センター所長は，センターの管理運営を統括する。

(心理・教育相談室)

第8条 センターに，心理・教育相談を実施するため心理・教育相談室を置く。

2 心理・教育相談室に関し必要な事項は，別に定める。

(相談員)

第9条 センターに，職員及び学生の心身医療及び健康管理の相談に応ずるため，相談員を置く。

2 相談員は，教員のうちから学長が委嘱する。ただし，センター所長が必要と認めた場合は，学外者を相談員とすることができ，学長が委嘱する。

(細則)

第10条 この規則に定めるもののほか，センターに関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この規則は，平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成18年4月27日から施行し，平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は，平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成29年11月10日から施行し，平成28年4月1日から適用する。